

別紙1 審査事項

第1 空気調和設備

1. 外気取入口及び排気口

- (1) 外気取入口は、原則として地上10m以上の高さに設置すること。
- (2) 外気取入口は、取入れ外気の汚染防止のため、排気口との間に十分な距離をとること。また、排気口は隣接建築物への空気汚染を考慮した位置に設けること。
- (3) 特定用途専用部分系統等の外気取入口は、汚染空気の混入を防止するため、駐車場系統の外気取入口等との兼用はしないこと。

2. 空気清浄装置等

- (1) 空気清浄装置の性能は、室内空気環境を建築物環境衛生管理基準に定める基準内に保持できるだけの性能を有するものであること。

3. 空気調和機等

- (1) 空気調和機は、その周辺に十分な点検スペースを確保し、かつ保守点検及び清掃等が容易に行える場所に設けること。
- (2) 吹出口及び吸込口は、室内空気環境が均一となるようその位置及び形状を選定すること。
- (3) 空気調和機における外気導入量は、計画人員1人当たり $30\text{ m}^3/\text{h}$ 以上とする。
- (4) 外気取入量、還気量、給気量等の送風量を測定できるよう有効な位置に風量測定孔等を設けること。
- (5) 空気清浄装置の前後の静圧差を測定できるよう有効な位置に差圧計を設けること。

4. 加湿装置

- (1) 加湿装置は、相対湿度を建築物環境衛生管理基準に定める基準内に保持できるだけの性能を有するものであること。
- (2) 加湿に用いる水は、水道法に規定する水質基準に適合する水であること。

5. 全熱交換器

- (1) 熱回収に利用する排気は、原則として居室系統の排気とすること。
- (2) 全熱交換器は、その周辺に十分な点検スペースを確保し、かつ、保守点検及び清掃等が容易に行える場所に設けること。

6. 冷却塔

- (1) 冷却塔の設置場所は、飛散した水が外気取入口、他の建築物への影響を考慮して設置すること。
- (2) 冷却塔は、点検、清掃、消毒等の作業が容易な場所に設けること。

(3) 冷却塔に使用する水は、水道法に規定する水質基準に適合する水であること。

7. 可変風量空調方式

(1) 可変風量空調方式は、送風量の変化にかかわらず、必要外気量を確保すること。

(2) 送風量が最小になった場合、排気等の影響によって室内が負圧とならないようにすること。

第2 給水設備

1. 貯水槽

(1) 貯水槽は衛生上支障ない場所に設置し、天井、底及び周壁の保守点検が容易、かつ、安全に行うことができるよう周囲は60cm以上、上部は100cm以上スペースを設けること。

(2) 貯水槽の上面には、原則としてポンプ、機械類を設置せず、かつ、上部及び内部には給水管以外の管を設けないこと。

(3) 貯水槽を屋外に設ける場合は、柵等の防護設備を設ける等、関係者以外の者が容易に立ち入れない措置を講ずること。

(4) 高置水槽を高所に設ける場合は、作業の安全性を確保するため昇降に支障のない階段等及び転落防止柵を設置すること。

(5) 貯水槽は、給水に支障なく清掃が行えるよう2槽式とすること。

(6) 受水槽容量は1日当たり使用水の1/2、又高置水槽は1/10を標準とすること。

(7) 貯水槽の流入口と揚水口は、停滞水が生じないよう原則として対称位置に設けること。また、容量が大きい場合は、迂回壁を設けること。

(8) 貯水槽のマンホールは、直径60cm以上の防水密閉型で施錠できるものとし、周囲から10cm程度立ち上げること。

(9) 流入口とオーバーフロー管との間には、吐水口空間を設けること。

(10) 通気管及びオーバーフロー管は、適正な構造とし開口部には耐蝕性の防虫網を設けること。

(11) オーバーフロー管及び水抜管は、間接排水とし排水口空間を設けること。

(12) 貯水槽から消防補給水槽、空調用膨張水槽への給水口には吐水口空間を確保すること。

2. 給水管

(1) 飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む）は、飲料水以外の配管設備と直接連結させないこと。

(2) 飲料水の配管の材質は、不浸透質の耐水材料であり、かつ、耐腐蝕性で水

が汚染される恐れのないものとする。

(3) 直結給水栓を1カ所設けること。

第3 排水設備

1. 排水槽

(1) 汚水、雑排水、湧水は原則として各々分離した槽とすること。

(2) 排水槽の臭気は外気に直接開放するとともに、末端開口部に耐食性防虫網を設けること。

(3) 排水槽は、不浸透性の耐水材料を使用すること。

(4) 排水槽の容量は、内容物が腐敗して悪臭等を発生するのを防止するため、排水量に適した大きさとする。

(5) 排水槽のマンホールは、清掃、点検、補修等を容易かつ安全に行うことができる位置に設け、直径60cm以上の防臭型とすること。

(6) 排水ポンプは2台以上設置すること。

2. 阻集器

(1) 排水が排水槽、排水管の機能を損なうおそれのある場合においては、有効な位置に阻集器を設け、適正に分離することができる構造とすること。

(2) 阻集器は、清掃、点検、補修等が容易に行える場所に設けること。

第4 雑用水道設備

(1) 雑用水を水洗便所洗浄水に使用する場合、手洗い付き洗浄タンクは使用しないこと。

(2) 雑用水は、施行規則第4条の2第3項の水質基準を満たすものとする。

(3) 雑用水管と給水管の誤接合防止のための措置、及び雑用水栓の誤飲、誤使用防止のための措置を講ずること。

(4) 雑用水槽は、不浸透性の耐水材料を使用すること。

(5) 補給水設備は、間接給水等衛生上支障のない構造とすること。

(6) 水質検査のため、使用場所に最も近い貯水槽の出口付近に検水コックを設けること。

(7) 塩素処理設備を設けること。

(8) 雑用水槽のマンホールは、清掃、点検、補修等を容易かつ安全に行うことができる位置に設け、直径60cm以上の防水密閉型とすること。

第5 廃棄物保管場所

(1) 保管場所は、十分な広さを有し、かつ、収集、運搬が容易にできる場所とすること。

(2) 保管場所は、衛生上支障のないよう他の場所と区画すること。

(3) 保管場所の床は、不浸透性材料を用い排水のための適当な勾配、排水溝を

設けること。

(4) 廃棄物保管場所には、容器、床等の洗浄用に給水栓を設けること。

(5) 腐敗による臭気を発する恐れのある場合は保冷庫を設けること。

第6 維持管理担当者及び清掃従事者控え室等

(1) 維持管理担当者及び清掃従事者専用の資機材倉庫を設けること。

別紙2 要望事項

第1 空気調和設備

1. 空気調和機等

- (1) 遠隔監視、自動制御等のために、特定用途等に温湿度検出器を設けるときは温湿度が適正に把握できる位置に設けること。

2. 全熱交換機

- (1) 静圧を保持または確保するため、次の措置を講ずること。
 - ・給気側と排気側の間に適正な静圧差が出来るように、適切な位置に送風機を設ける。
 - ・回転型の全熱交換器にあつては、給気側と排気側の間の静圧差を測定するため、有効な位置に差圧計または静圧測定孔を設ける。
- (2) 熱交換エレメント保護のため、給気側及び排気側のそれぞれの上流側にエアフィルターを設けること。
- (3) 熱交換器を必要としない中間期等の場合でも、適正な外気量を確保できる構造及び機能を有すること。

3. 可変風量空調方式

- (1) 送風量が最小になった場合でも良好な空気循環が確保できるシステムとすること。

第2 給水設備

1. 給水管

- (1) 衛生器具等を設置する場合は、当該設備のあふれ面と給水栓の開口部との間に吐水口空間を設ける、又はバキュームブレーカ等逆流防止のための有効な措置を講ずること。
- (2) 給水管は、他の配管設備と明瞭に区別できる措置をとること。
- (3) 給水管は、汚染された液体や物質中を貫通させたり、その直下に埋設してはならないこと。
- (4) 散水栓はバキュームブレーカ付きの立柱又は壁付けとし、床埋設しないこと。

第3 廃棄物保管場所

- (1) 廃棄物保管場所に設ける清掃用給水栓はバキュームブレーカ付きとすること。

第4 維持管理担当者及び清掃従事者控え室等

- (1) 維持管理担当者及び清掃従事者のため専用の休憩室・更衣室を設けること。